

# 森林・林業・木材産業再生 基本計画

平成 25 年 3 月 29 日  
小 田 原 市

「おだわら森林・林業・木材産業再生協議会」（平成 23 年 6 月 24 日設置、木平勇吉会長）からの提言「西湘・足柄地域の森林・林業の再生に向けて」（平成 24 年 2 月）を受け、おだわら TRY プラン(第 5 次小田原市総合計画)（平成 23 年 3 月策定）の「農林業の振興」及び「自然環境の保全と再生」に基づく、小田原市における森林・林業・木材産業の再生・活性化と木材利用の推進に向けた施策の展開に係る基本計画を以下に定める。

## 1. はじめに

小田原地域は、山・里・川・海が近接する地勢状況に加え、文化・歴史あふれる魅力的な環境にある。他方、本市においても、全国の他地域の状況と同じく、林業による生産・経済活動は低迷し、整備不足による森林の質的荒廃が進行している。

農林水産省では、平成 21 年に、我が国の森林・林業再生に向けた指針となる「森林・林業再生プラン」を策定し、「10 年後の木材自給率 50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしている。

これらの施策は、「新成長戦略」（平成 22 年閣議決定）の「国家戦略プロジェクト」の一つとして、まさに我が国の国家的な戦略として位置づけられている。これらに加え、神奈川県においても、既に措置されていた水源環境の保全・再生に向けた取組や、県産木材の利用拡大等の施策をさらに推進してきたところである。

こうした状況の中、本市における環境の恵みを最大限に生かしつつ、地域に根差した小田原ならではの森林・林業を再生していくことは、森林を中心とした経済活動の活性化のみならず、森林による水源涵養機能や災害防止機能等公益的機能の発揮、地球温暖化防止、生物多様性の保全、快適な環境の形成など、山から海につながる地域全体の生態系・環境の保全の観点からも極めて重要である。

本基本計画は、おだわら TRY プラン(第 5 次小田原市総合計画)に基づく、本市における、神奈川県西地域を見据えた森林・林業・木材産業の再生・活性化及び木材利用の推進に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであり、今後 10 年（平成 25 年度～平成 34 年度）を見通して定めるものとする。森林・林業等をめぐる情勢の変化並びに施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、概ね 5 年毎及び計画期間終了年度に見直し、所要の変更を行うものとする。また市は、基本計画に基づく 5 年を 1 期とする年度別の実施計画を定めることとする。

## **2. 西湘・足柄地域における森林・林業・木材産業の基本的な方針**

西湘・足柄地域（神奈川県西地域）は、神奈川県全森林の約4割もの割合を占めるものの、全国の名だたる林業振興地域と比較すれば、規模はさほど大きいとは言えない。このため、全国の事例を参考にしながら、西湘・足柄地域の森林・林業・木材産業の状況を踏まえ、本地域ならではのシステムを構築し、事業を展開していくことが必要である。

全体としては、本地域において、森林の整備・保全の推進と、ここから搬出される間伐材のカスケード利用を進め、需要喚起を図ることにより、川上から川下に至る一連のサイクルを円滑に回していく。このためには、個々に存在する既存の製材工場等の流通拠点を、それぞれ相互補完的にかつ有機的に連携させ、地域としての木材流通マーケットを作り出していくことが極めて重要である。

川中から川下の木材利用の観点からは、未利用間伐材のバイオマス利用等有効活用を進めるとともに、公共施設の木質化をはじめ、木のいえづくりや可能な場所での木造建築の推進を図る。さらに、ライフスタイルの中で身近に木を感じてもらう取組や将来の担い手育成、木育活動、森林内におけるレクリエーション活動等も積極的に実施していく。

以上の基本的な方針の下、本基本計画及びこれに基づき定める実施計画における、森林・林業・木材産業等に係る取組における実施主体は、本市における行政・民間含めたものであり、これらの取組について関連民間団体等が行うものについては、必要に応じ、行政として連携、協力、支援等を行うものとする。

## **3. 森林の整備・保全の適切な推進**

森林・林業・木材産業の再生は、森林を中心とした経済活動の活性化のみならず、森林による水源の涵養や災害の防止等公益的機能を発揮させ、国土保全に資する。さらに、地球温暖化防止対策、生物多様性の保全、快適な環境の形成など、山から海につながる地域全体の環境・生態系の保全の観点からも極めて重要である。こうした多面的機能を高度に発揮させるため、間伐等による森林の適切な整備・保全を推進する。また、間伐のみならず、伐期を迎えた森林の主伐施業等の在り方についても検討を進める。

具体的には、小田原市森林整備計画等を踏まえ、林道等路網や山土場（山元における貯木機能を有する土地）等の整備をはじめ、森林施業の合理化・集約化を進める。また、市民活動等とも連携し、渓流域における生態系保全型の森林の整備・保全、里地・里山の保全活動を推進し、森を起点として、森から海につながる啓発活動を推進する。また、これらの取組を長期的・計画的に進めるため、森林資源の賦存量や森林の整備状況等の現況を把握するための調査を実施し、検証を行う。

## **4. 森林整備から木材利用に至る一連の流通システムの構築**

本市における森林面積は約4,000haであり、全国の名だたる林業地域と比較し、必ずしも大規模集約型の産業構造ではない。しかしながら、既存の構造・施設の分度の中での流通は一定程度確保されており、これらを利活用し発展させることで、本市をはじめ県西地域における既存の木材流通システムを主軸とし、高度化を図っていくことを第一段階の目

標とする。このためには、各地域に点在するそれぞれの拠点を流通の観点で連携させ、地域全体の一連の木材流通・供給システム（サプライ・チェーン）としての再構成を図っていく。

地域型のサプライチェーンを構築するためには、現在稼働している製材・加工体制を整えながら、現状施設の改良や増強をはじめ、材木の品質を確保するための資機材の整備、材木を一時的に置いておくストックヤードの確保を進める。

## **5. 木材流通を円滑化する木材の品質の確保・地域認証と必要機器の整備**

県西地域が連携した地域産材を流通させるための品質確保・ブランド化（地域認証等）を進めるため、個々の製材拠点等を最大限に生かしつつ、これらを有機的、相互補完的に連携させ、相互の繋がりを土台として、地域全体としての木材の品質確保等を図る。このためには、近隣 2 市 8 町と行政、関連団体・組織同士の連携を図りながら、地域全体での木材の品質確保・トレサビリティ、ブランド化の確立を目指す。

特に品質の確保は、良質材の差別化にもつながり、このためには、製材された材木の強度等を測定するためのグレーディングマシン（木材強度測定器）や含水率計測器等の資機材は必要不可欠であり、配備の検討を進め、必要最低限の施設の整備を行う。

## **6. 木材の供給拠点の整備・マーケティング**

原木の製材所等への供給や、製材された木材の地域の工務店等への供給を円滑かつ安定的に行うため、地域認証や品質確保がなされた原木や、製材した木材をストックする拠点の整備を進める。地産地消型の販路の拡大はもとより、地域の木材を、県外を含めた他地域への供給も可能となるような体制を検討する。また、地域の木材を、広く一般の方々にも提供し、木材の良さを感じてもらおうためのイベントや供給拠点の体制整備を行う。

## **7. 木材利用の拡大・バイオマスエネルギー施策**

木材利用の拡大は、間伐を推進し、森林の整備・保全が図られるのみならず、地球温暖化防止にも資する。こうした観点から、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）が施行され、これに基づき、神奈川県では「公共施設の木造・木質化等に関する指針」（平成 23 年 12 月 22 日改正）が策定された。

本市においても、神奈川県指針に則して「小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（平成 24 年 2 月 29 日）を策定し、今後、当該方針に基づき、「隗より始めよ」の考えの下、公共建築の新設、改築、改良等において、木材の利用拡大に努めるものとする。こうした先行的な取組を進めながら、これと並行して、一般木造住宅の普及や一般家庭への木の文化の浸透に向けた取組等を通じて、民間ベースでの木材利用の推進・拡大を図っていく。

木材利用をさらに広く推進し、需要を拡大していくためには、異業種産業や各種団体・組織等との連携をはじめ、未利用の間伐小径木や、穿孔虫による被害木について利活用を進めていくことが重要である。

さらに、未利用間伐材等を活用した、FIT（固定買取制度）と連動したバイオマス発電

の実行可能性等を検討し、地域に根差した再生エネルギー施策を推進する。この際、余剰熱等の利活用による木材乾燥施設の配備等、木材流通拠点としての機能付加、農業分野への利用や研究開発、地域の公共施設等への熱供給、他産業との連携も検討していく。

## **8. 木のいえづくり・まちなみづくり**

木のいえづくりを推進するため、木造住宅のモデル（仕様書等）を構築する。新築のみならず、リフォームや外構への木材利用拡大に向けた仕組みもあわせて検討を進める。これらの検討は、「おだわら森林・林業・木材産業再生協議会」をはじめ、「県西地域住まいづくり研究会」（無尽蔵プロジェクト・小田原ならではの住まいづくり）、「木のいえづくりワーキングチーム」との連携を図る。

木のあるまちなみづくりは、情緒あふれる、歴史・文化を土台とする小田原の良さ・素晴らしさを発信する一つの手法として有効である。古建築の再生・保全のみならず、木の塀や柵、囲い、看板、街中のプランター等に地域の木材を活用していくこともあげられる。

木のいえづくりやまちなみづくりとあわせ、家具や日用品、DIY等身の回りのライフスタイルにも木を取り入れる取組を「木の香る空間デザイン検討会」との連携を図りつつ推進する。またこれらの施策を推進する補助等制度創設に向けた検討を行う。

## **9. 木の文化の醸成と担い手の育成**

小田原・箱根地域は、かつてより多種多様な樹種が存する地域であることを背景に、寄木、木象嵌、挽物、指物等の木工技術が生まれ、発展してきた。これが地域の経済を支え、文化を育んできた一面もある。さらに、小田原は戦国時代から江戸時代を通して城下町として発展、西に天下の剣嶺を望む東海道有数の宿場町として栄え、現在でも風土、歴史的景観、近代木造建築物が多く現存するなど、まさに「木の文化」の地である。こうした古くからある「木を使う」という文化を、今再び「森林・里山の再生」という観点で見直し、広く醸成させていく必要がある。

「木の文化」の背景を持つ小田原には、後継者不足という問題を抱えながらも、製材や大工職等木造建造物に関連する職人が存在する。このため、関係部局、関係行政機関、関係団体等と連携しながら、こうした技術の水準を維持するとともに、次世代へ継承し、さらに各方面における新たな担い手を育成するような体制を整備することが重要である。

特に、生産者としての林業には、今後森林が高齢級化していく中で、次世代型の林業を研究・実践し、担っていく技術者を育成していかなければならない。また、伝統技術や林業技術を有する技術者のみならず、現在の設計・施工に係る一般の建築関係の技術者に対しても、木を使うことの意義やその使い方を伝えていく仕組みが必要である。

子ども達への「木育」（森における活動や木に触れることにより、森や木の大切さを学ぶ子供たちへの教育）も将来のこうした担い手育成という観点からも大きく貢献するものであり、継続的に推進していく。

これらの取組に加え、将来の子供たちに対する「木育」の一つとして「ウッドスタート」（東京おもちゃ美術館との連携事業）を推進する。生まれてくる赤ちゃんや幼児に対して、木のおもちゃに触れてもらうことや、木のある空間で遊ぶことができる場所を整備し、提

供することなどの取組を関係団体等と連携しながら進めていく。

また、学校教育や教育施設等への木材利用を推進することは、公共施設への木材利用の促進と木育という二つの観点で極めて有効であり、検討を進めていく。

小田原ならではの歴史と文化、恵まれた自然環境・資源を最大限に生かしつつ、多様な主体、多様な産業との連携の中で、木材の利用や利活用に向けた開発、ブランディングを図り、小田原の地域資源と木材とを連結させることにより、消費者の関心を高めるような付加価値としての「物語性」を示し、木の文化を再び醸成させていくことが不可欠である。

こうした木の文化や担い手の育成、森林・林業に関連する総合的な情報発信・研究拠点の整備も検討していく。

## **10. 多角的な森林・林業施策**

他の各種産業や関係団体等と連携し、森や木材に係る新たな付加価値を創出するとともに、森や木に係る地域でのイベント等を通じて、森林・林業や木材利用についての啓発活動を積極的に行っていく。

また、市民レベルで、森林の整備や保全を実施している市民団体とも連携し、きめ細やかな森林整備や、経済林のみならず環境林としての森林の保全・再生を図っていくことが重要である。さらに、こうした市民活動のみならず、地元企業の取組（CSR等）との連携も推進する。

これに加え、東日本大震災の復興に向けて、小田原地域の木材を活用した支援活動と、小田原地域の森林の再生を掲げた官民連携型の組織「報徳の森プロジェクト」等とも連携しながら、小田原における民間レベルでの木材利用や被災地への支援活動を実施していく。

森林の機能を活かした新たな価値の創造と提供も重要である。森を活用して、市民の憩いの場や保養・キャンプ等多様なニーズに応じ、場所の活用に係るPRを進めていくとともに、そうした場や拠点整備等の検討を行う。単に間伐により森林を保全していくという手法のみならず、こうした観点で森林を利用することで、新たな付加価値を生みだし、森林を管理するためのビジネスモデルを構築していくことも重要である。